

議 第 272 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について

熊本市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例（昭和 45 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「
920		830
1,400		1,300
1,900		1,700
820		740
1,300		1,200
1,800		1,600
82	を	74
8		7
5		4
800		700
490		440

1, 6 0 0	1, 5 0 0
6 9 0	6 2 0
7, 7 0 0	1 1, 0 0 0
1, 6 0 0	1, 5 0 0
3 4	3 1
4 9	4 4
7 4	6 6
9 8	8 9
1 5 0	1 3 0
2 0 0	1 8 0
3 4 0	3 1 0
4 9 0	4 4 0
9 8 0	8 9 0
5	4

16	15
1,300	1,200
820	740
490	440
1,600	1,500
1,600	1,500
Aに0.005 を乗じて得た 額	Aに0.004 を乗じて得た 額
Aに0.008	Aに0.006

を乗じて得た額	を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
3,900	5,700
2,300	3,400
1,600	1,500
77	110
770	1,100
770	1,100
7,700	11,000
1,300	1,200
77	110
770	1,100
77	110

770	1,100
7,700	11,000
3,900	5,700
1,600	1,500
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.031 を乗じて得た 額
770	1,100
160	150
Aに0.015 を乗じて得た 額	Aに0.009 を乗じて得た 額
Aに0.024 を乗じて得た 額	Aに0.017 を乗じて得た 額
Aに0.005 を乗じて得た 額	Aに0.004 を乗じて得た 額
Aに0.008 を乗じて得た 額	Aに0.006 を乗じて得た 額
Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た

	額
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.025 を乗じて得た 額
Aに0.015 を乗じて得た 額	Aに0.012 を乗じて得た 額
Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.009 を乗じて得た 額
Aに0.024 を乗じて得た 額	Aに0.022 を乗じて得た 額
Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.009 を乗じて得た 額
Aに0.015 を乗じて得た 額	Aに0.012 を乗じて得た 額
Aに0.024 を乗じて得た 額	Aに0.022 を乗じて得た 額
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.031 を乗じて得た 額
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.025 を乗じて得た 額
Aに0.015	Aに0.012

を乗じて得た額	を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額

」 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度以後の各年度において施行日前から継続して道路を占有している物件について、新条例第2条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下この項において「調整後の額」という。）を超える間における当該物件に係る占用料の額は、調整後の額とする。
 - (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市道路占用料徴収条例第2条の規定により算定した占用料の額
 - (2) 令和7年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した占用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの占用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(提出理由)

道路法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第３７８号）の施行による道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）の一部改正により国道における占用料の額が改定されたことに伴い、本市もこれに準じて本市が管理する道路の占用料の額の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正後（案）		現行																																																																																											
<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>年</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に 設ける線類</td> <td>長さ1メー トルにつき</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>地下に設けるその他の 線類</td> <td>1年</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1 年</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1 平方メー トルにつき1 年</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類</td> <td>1個につき1</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件		占用料				単位	金額	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1	830	第2種電柱	年	1,300	第3種電柱		1,700	第1種電話柱		740	第2種電話柱		1,200	第3種電話柱		1,600	その他の柱類		74	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メー トルにつき	7	地下に設けるその他の 線類	1年	4	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	700	地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メー トルにつき1 年	440	変圧塔その他これに類	1個につき1	1,500	<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1</td> <td>920</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>年</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に 設ける線類</td> <td>長さ1メー トルにつき</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>地下に設けるその他の 線類</td> <td>1年</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1 年</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1 平方メー トルにつき1 年</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類</td> <td>1個につき1</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件		占用料				単位	金額	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1	920	第2種電柱	年	1,400	第3種電柱		1,900	第1種電話柱		820	第2種電話柱		1,300	第3種電話柱		1,800	その他の柱類		82	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メー トルにつき	8	地下に設けるその他の 線類	1年	5	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	800	地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メー トルにつき1 年	490	変圧塔その他これに類	1個につき1	1,600
占用物件		占用料																																																																																											
		単位	金額																																																																																										
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1	830																																																																																										
	第2種電柱	年	1,300																																																																																										
	第3種電柱		1,700																																																																																										
	第1種電話柱		740																																																																																										
	第2種電話柱		1,200																																																																																										
	第3種電話柱		1,600																																																																																										
	その他の柱類		74																																																																																										
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メー トルにつき	7																																																																																										
	地下に設けるその他の 線類	1年	4																																																																																										
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	700																																																																																										
地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メー トルにつき1 年	440																																																																																											
変圧塔その他これに類	1個につき1	1,500																																																																																											
占用物件		占用料																																																																																											
		単位	金額																																																																																										
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1	920																																																																																										
	第2種電柱	年	1,400																																																																																										
	第3種電柱		1,900																																																																																										
	第1種電話柱		820																																																																																										
	第2種電話柱		1,300																																																																																										
	第3種電話柱		1,800																																																																																										
	その他の柱類		82																																																																																										
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メー トルにつき	8																																																																																										
	地下に設けるその他の 線類	1年	5																																																																																										
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	800																																																																																										
地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メー トルにつき1 年	490																																																																																											
変圧塔その他これに類	1個につき1	1,600																																																																																											

	するもの及び公衆電話所	年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		620
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	31
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	44
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		66
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		180
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		440
	外径が1メートル以上のもの		890
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年
		その他の	4 15

	するもの及び公衆電話所	年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		690
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	7,700
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	34
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	49
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		74
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		98
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		340
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		490
	外径が1メートル以上のもの		980
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年
		その他の	5 16

		自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	もの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,200	
		その他のもの	上空に設けるもの	740	
			地下に設けるもの	440	
		その他のもの		1,500	
		法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	AIに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		AIに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		AIに0.007を乗じて得た額	

		自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	もの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,300	
		その他のもの	上空に設けるもの	820	
			地下に設けるもの	490	
		その他のもの		1,600	
		法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	AIに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		AIに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		AIに0.01を乗じて得た額	

			額	
	上空に設ける通路		5,700	
	地下に設ける通路		3,400	
	その他のもの		1,500	
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	110	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,100	
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,100
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	
	標識	1本につき1年	1,200	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	110
	その他のもの	1本につき1月	1,100	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	110
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,100	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,000
	その他のもの		5,700	

			額	
	上空に設ける通路		3,900	
	地下に設ける通路		2,300	
	その他のもの		1,600	
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	77	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	770	
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	770
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,700	
	標識	1本につき1年	1,300	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	77
	その他のもの	1本につき1月	770	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	77
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	770	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,700
	その他のもの		3,900	

		の		
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1		<u>1,500</u>	
令第7条第3号に掲げる施設	平方メートルにつき1年		<u>AIに0.031を乗じて得た額</u>	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>1,100</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>150</u>	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>AIに0.009を乗じて得た額</u>	
		上空に設けるもの	<u>AIに0.017を乗じて得た額</u>	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	<u>AIに0.004を乗じて得た額</u>	
		階数が2のもの	<u>AIに0.006を乗じて得た額</u>	
		階数が3のもの	<u>AIに0.007を乗じて得た額</u>	
その他のもの		<u>AIに0.025を乗じて得た額</u>		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		<u>AIに0.012を乗じて得た額</u>	
	その他のもの		<u>AIに0.009を乗じて得た額</u>	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		<u>AIに0.022を乗じて得た額</u>	
	その他のもの		<u>AIに0.009を乗じて得た額</u>	

		の		
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1		<u>1,600</u>	
令第7条第3号に掲げる施設	平方メートルにつき1年		<u>AIに0.034を乗じて得た額</u>	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>770</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>160</u>	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>AIに0.015を乗じて得た額</u>	
		上空に設けるもの	<u>AIに0.024を乗じて得た額</u>	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	<u>AIに0.005を乗じて得た額</u>	
		階数が2のもの	<u>AIに0.008を乗じて得た額</u>	
		階数が3のもの	<u>AIに0.01を乗じて得た額</u>	
その他のもの		<u>AIに0.034を乗じて得た額</u>		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		<u>AIに0.015を乗じて得た額</u>	
	その他のもの		<u>AIに0.01を乗じて得た額</u>	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		<u>AIに0.024を乗じて得た額</u>	
	その他のもの		<u>AIに0.01を乗じて得た額</u>	

		額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	AIに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	AIに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	AIに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		AIに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	AIに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	AIに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	AIに0.031を乗じて得た額

		額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	AIに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	AIに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	AIに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		AIに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	AIに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	AIに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	AIに0.034を乗じて得た額

備考

- 1～5 【略】
- 6 Aは、近傍類似の土地の公示価格を表すものとする。
- 7～9 【略】

備考

- 1～9 【略】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度以後の各年度において施行日前から継続して道路を占用している物件について、新条例第2条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額(以下この項

において「調整後の額」という。) を超える間における当該物件に係る占用料の額は、調整後の額とする。

(1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市道路占用料徴収条例第2条の規定により算定した占用料の額

(2) 令和7年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した占用料の額

4 前項の規定によるそれぞれの占用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。